

地域型保育事業の利用定員等について

1. 概要

市町村長が地域型保育給付費の支給にかかる施設として確認する「地域型保育事業」においては、子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

2. 小規模保育施設一覧(新設・定員変更)

施設名	設置主体	住所	類型	3号定員			定員(人)	開園時期	
				0歳	1歳	2歳			
新設	あそびのてんさい五香東保育園	株式	五香	A型	4	7	8	19	R4.4
新設	ここりの森保育園秋山	株式	秋山	A型	0	6	6	12	R4.4
新設	ここりの森保育園六高台第二	株式	六高台	A型	3	4	5	12	R4.4
新設	ここりの森保育園常盤平	株式	常盤平	A型	3	8	8	19	R4.4
新設	こすもすベビールーム常盤平	株式	常盤平	A型	3	8	8	19	R4.4
新設	プチリック北小金園第二	株式	殿平賀	A型	6	6	7	19	R4.4
新設	プチリック北小金園第三	株式	小金きよしヶ丘	A型	3	8	8	19	R4.4
新設	松戸チャイルド保育園	株式	小根本	A型	3	8	8	19	R4.4
新設	みつばしルーム北松戸	学校	上本郷	A型	3	8	8	19	R4.4
新設	みらいつばめ保育園	一社	小金原	A型	3	8	8	19	R4.4
新設	RuRi松戸保育園	株式	常盤平	A型	3	8	8	19	R4.4
新設	ルンルンルーム保育園	株式	小金原	A型	3	8	8	19	R4.4
増員数					37	87	90	214	

※設置主体:株式→株式会社、学校→学校法人、一社→一般社団法人